

10 月末期限のコロナ点数が再延長(全2枚)

① コロナ疑い患者に対面診療を行った場合の二類感染症患者入院診療加算 (250 点) と、
② コロナ陽性患者に電話等による診療を行った場合の電話等による診療 (147 点) の算定期限が、令和 4 年 10 月末から再延長されました。両点数共に算定要件等が変更されています。

1. コロナ疑い患者への「二類感染症患者入院診療加算 (250 点)」

(令和 4 年 11 月 1 日から令和 5 年 2 月末までの取扱い)

【算定要件】

以下の(1)~(4)のいずれかに該当する医療機関であって、発熱外来の時間にコロナ疑い患者を外来診療した場合に「二類感染症患者入院診療加算 (250 点)」を算定できます。なお、以下のいずれかに該当することとなった日の属する週の初日 (月曜日) から、「二類感染症患者入院診療加算 (250 点)」を算定することができます。

- (1) 令和 4 年 10 月 13 日以降に、新たに「診療・検査医療機関」として佐賀県から指定され、その旨が佐賀県のホームページに公表されている。
- (2) 令和 4 年 10 月 31 日以前から既に「診療・検査医療機関」として佐賀県から指定され、その旨が佐賀県のホームページに公表されていた医療機関であって、令和 4 年 11 月 1 日以降の発熱外来の時間を、令和 4 年 10 月 13 日時点の同時間と比べて 1 週間あたり 30 分以上拡充している。
- (3) 令和 4 年 10 月 31 日以前から既に「診療・検査医療機関」として佐賀県から指定され、その旨が佐賀県のホームページに公表されていた医療機関であって、令和 4 年 11 月 1 日以降、過去に通院歴の無い患者も新たに発熱外来の『診療対象患者』として拡充している。
- (4) 令和 4 年 10 月 31 日以前から既に「診療・検査医療機関」として佐賀県から指定され、その旨が佐賀県のホームページに公表されていた医療機関であって、令和 4 年 11 月 1 日以降、発熱外来の時間を 1 週間に 8 枠以上確保している。

(「1 週間に 8 枠以上」とは、各日の『発熱外来の時間』を午前・午後の半日につき 1 枠とした際に、1 週間あたりの『発熱外来の時間』が合計 8 枠以上に該当することをいう)

※ 午前または午後の時間帯に『発熱外来の時間』が設けられていれば、時間の長さは何時間でも良い旨、保団連から厚労省に確認済です。

(例) 『発熱外来の時間』を午前に 1 時間、午後に 2 時間設けている場合は、午前に 1 枠、午後に 1 枠 (合計 2 枠) とカウントします。

(令和 5 年 3 月 1 日から令和 5 年 3 月末までの取扱い)

上記の【算定要件】を満たした場合に算定できる点数が「慢性疾患の診療 (147 点)」に代わります (令和 5 年 3 月 1 日以降は「二類感染症患者入院診療加算 (250 点)」は算定できません)。

区分番号	診療行為名称	点数	請求コード
B000-00	慢性疾患の診療（診療報酬上臨時的取扱）	147点	113032850

※請求コードは現時点のものです。今後新たに設定される可能性がありますので、ご注意ください。

2. コロナ陽性患者への「電話等による診療（147点）」

<令和4年11月1日から令和5年3月末までの取扱い>

【算定要件】

以下の(1)～(4)の要件を全て満たした場合に、コロナ陽性患者への一連の診療において、初回の電話等による診療の実施時に限り（初回時のみ）、「電話等による診療（147点）」を算定できます。

(1) ①佐賀県のホームページに「診療・検査医療機関」として公表されている医療機関、②保健所等から健康観察に係る委託を受けている医療機関、のいずれかの医療機関であって、重症化リスクの高いコロナ陽性患者（入院外）に対して電話等でコロナに係る診療を行う。

(2) 電話等によりコロナに係る診療を行うことが可能である旨を自院や自治体のホームページ等で公表している。

(3) インフルエンザに対応する体制を有している。

(4) 以下のいずれかに該当する。

① 令和4年11月1日以降から12月31日までの間に、新たに電話等によるコロナ陽性患者への診療を開始した医療機関。

② 令和4年10月31日以前から既に電話等によるコロナ陽性患者への診療を行っていた医療機関であって、下記のいずれの時間帯にも電話等によるコロナ陽性患者への診療が可能な体制を有している。

ア 1週間に8枠以上。

（「1週間に8枠以上」とは、各日の『電話等によるコロナ陽性患者への診療に対応可能な時間』を午前・午後の半日につき1枠とした際に、1週間あたりの合計が8枠以上に該当することをいう）

※ 午前または午後の時間帯に『電話等によるコロナ陽性患者への診療に対応可能な時間』が設けられていれば、時間の長さは何時間でも良い旨、保団連から厚労省に確認済です。

（例）『電話等によるコロナ陽性患者への診療に対応可能な時間』を午前に1時間、午後2時間設けている場合は、午前に1枠、午後1枠（合計2枠）とカウントします。

イ 表示する診療時間以外の時間、土曜日、休日の中で合計週3時間以上。

※ 本ニュースや算定についてのお問い合わせは FAX 又はメールにてご連絡ください。

（出典）2022年10月26日付厚労省事務連絡
「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その79）」

佐賀県保険医協会

TEL0952-29-1933 FAX0952-23-5218

MAIL : hoken-i@star.saganet.ne.jp

HP : <http://saga-doc.jp/>